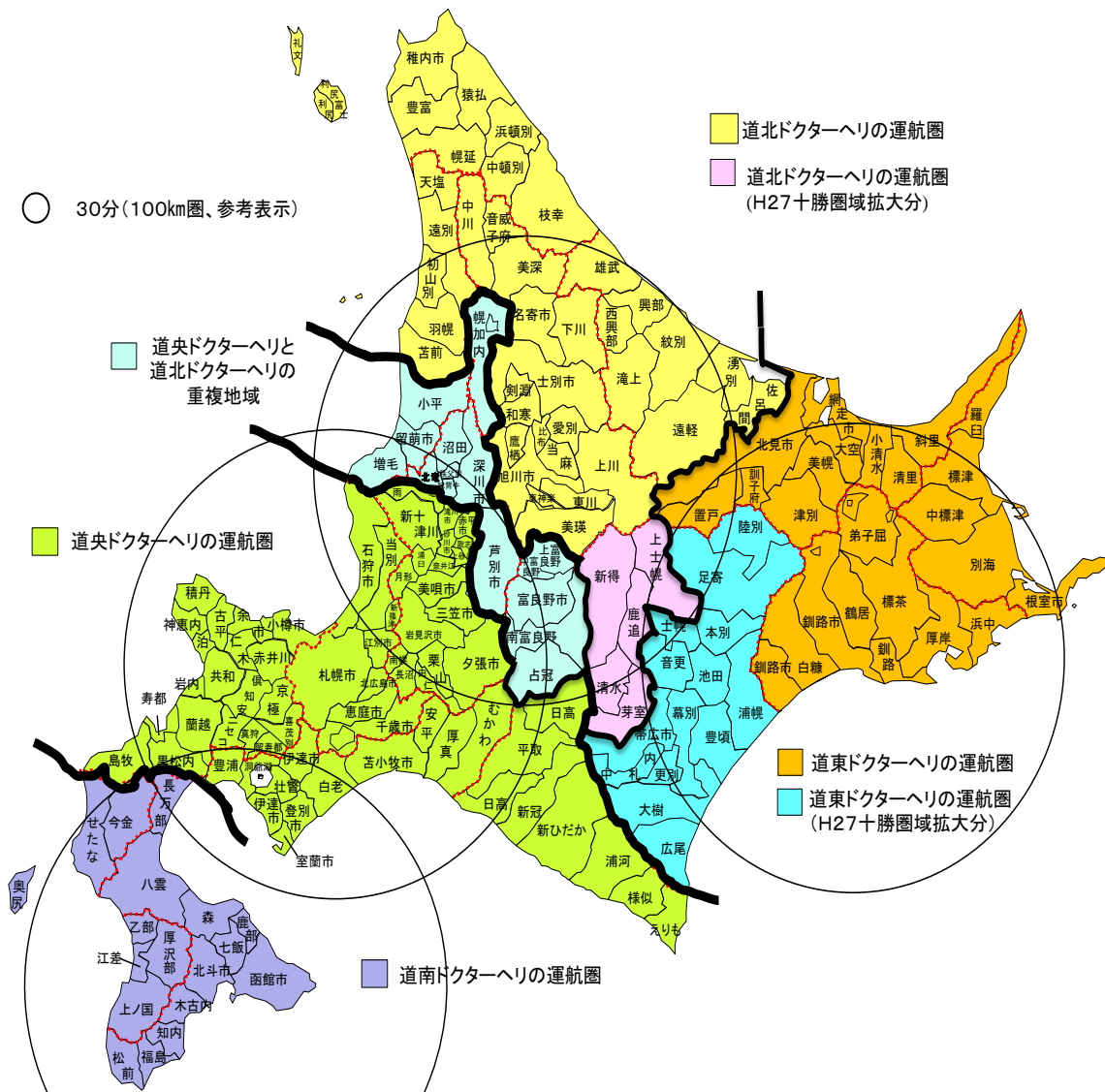


ドクターヘリの運航状況等について

運航状況

区分	道央	道北	道東	道南
基地病院	手稲溪仁会病院	旭川赤十字病院	市立釧路総合病院	市立函館病院
運航会社	中日本航空(株)	朝日航洋(株)	中日本航空(株)	鹿児島国際航空(株)
運航開始年月	H17.4	H21.10 ※十勝圏H27.11.20から	H21.10 ※十勝圏H27.11.20から	H27.2
主な運航圏	道央圏 道北圏(富良野・留萌周辺)	道北圏 道央圏(北空知) オホーツク圏(遠紋) 十勝圏(北西部5町)	釧路・根室圏 オホーツク圏(北網) ※北網圏H24.5から 十勝圏	道南圏
	31消防本部 79市町村	16消防本部 60市町村	10消防本部 37市町村	7消防本部 18市町村
R3年度運航実績	278(351)	297(329)	188(212)	396(466)
	1,159(1,358)			
R4年度運航実績 (速報値)	251(280)	294(321)	176(216)	351(442)
	1,072(1,259)			

※運航実績欄、()内は離陸後キャンセルを含む。



小児救急医療体制について

初期、二次、三次の体系的な救急医療体制の整備を進める中で、小児救急医療体制の整備を推進している。

小児救急電話相談事業

夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、専任の看護師や医師が保護者等からの相談に対し、電話により助言を行う「小児救急電話相談事業」を平成16年度から実施している。

<相談実績(令和4年度)>

・相談件数 16,838件 (※詳細別紙)

北海道小児救急医療地域研修事業

(一社)北海道医師会へ事業委託し、道内の内科医師等を対象とした小児救急に関する研修を実施している。

<開催状況>

令和4年度 5会場(526名参加)

小児二次救急医療体制

道内21の二次医療圏で小児救急医療支援事業を実施し、重症の小児救急患者を対象とする小児二次救急医療を確保。(北空知は旭川厚生病院を当番病院として小児二次救急を確保)

<補助予算額>

補助対象:市町村又は市町村の要請を受けた病院(いずれも二次医療圏を単位とする)

令和4年度 148,132千円 令和5年度 138,160千円

小児三次救急医療体制

三次救急医療体制については、国の整備基準に適合する医療機関はない状況である。

このため、重症・重篤な小児救急患者の医療を確保するため、小児科医が24時間体制で対応可能な救命救急センターに対し助成。

<補助予算額>

補助対象:救命救急センターの開設者

令和4年度 12,271千円 令和5年度 22,243千円

令和 4 年度小児救急電話相談事業の実施状況 (2 0 2 2 年 4 月 ~ 2 0 2 3 年 3 月 分 【北海道直営分 + 委託分】)

運営日数	365 日【 内訳 平日 (月~金) 246 日 土曜日 51 日 日曜日又は祝日 68 日 】																																																						
相談件数	16,838 件【 1 日平均 46.1 件 】																																																						
対応者	①看護師のみ : 16,796 件 (99.8%) ②医師が対応 : 3 件 (0.0%) ③看護師が医師に相談のうえ対応 39 件 (0.2%)												0.2%																																										
年齢別	3 歳未満の相談 = (60.2%) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1 歳未満</td> <td>1 ~ 3 歳未満</td> <td>3 ~ 7 歳未満</td> <td>7 歳以上</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>4,275</td> <td>5,857</td> <td>4,762</td> <td>1,703</td> <td>241</td> </tr> <tr> <td>(25.4%)</td> <td>(34.8%)</td> <td>(28.3%)</td> <td>(10.1%)</td> <td>(1.4%)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">※下段 () 内は割合</p>													1 歳未満	1 ~ 3 歳未満	3 ~ 7 歳未満	7 歳以上	不明	4,275	5,857	4,762	1,703	241	(25.4%)	(34.8%)	(28.3%)	(10.1%)	(1.4%)																											
1 歳未満	1 ~ 3 歳未満	3 ~ 7 歳未満	7 歳以上	不明																																																			
4,275	5,857	4,762	1,703	241																																																			
(25.4%)	(34.8%)	(28.3%)	(10.1%)	(1.4%)																																																			
性別	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>男子</td> <td>女子</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>7,736</td> <td>6,665</td> <td>2,437</td> </tr> <tr> <td>(45.9%)</td> <td>(39.6%)</td> <td>(14.5%)</td> </tr> </table>													男子	女子	不明	7,736	6,665	2,437	(45.9%)	(39.6%)	(14.5%)																																	
男子	女子	不明																																																					
7,736	6,665	2,437																																																					
(45.9%)	(39.6%)	(14.5%)																																																					
相談者	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>母親</td> <td>父親</td> <td>不明・その他</td> </tr> <tr> <td>13,956</td> <td>2,443</td> <td>439</td> </tr> <tr> <td>(82.9%)</td> <td>(14.5%)</td> <td>(2.6%)</td> </tr> </table>													母親	父親	不明・その他	13,956	2,443	439	(82.9%)	(14.5%)	(2.6%)																																	
母親	父親	不明・その他																																																					
13,956	2,443	439																																																					
(82.9%)	(14.5%)	(2.6%)																																																					
時間帯	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>19時~</td> <td>20時~</td> <td>21時~</td> <td>22時~</td> </tr> <tr> <td>3,228</td> <td>2,697</td> <td>2,318</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>(19.2%)</td> <td>(16.0%)</td> <td>(13.8%)</td> <td>(10.7%)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>23時~</td> <td>24時~</td> <td>1時~</td> <td>2時~</td> <td>3時~</td> <td>4時~</td> <td>5時~</td> <td>6時~</td> <td>7時~</td> </tr> <tr> <td>1,194</td> <td>912</td> <td>823</td> <td>708</td> <td>573</td> <td>448</td> <td>441</td> <td>641</td> <td>1,055</td> </tr> <tr> <td>(7.1%)</td> <td>(5.4%)</td> <td>(4.9%)</td> <td>(4.2%)</td> <td>(3.4%)</td> <td>(2.7%)</td> <td>(2.6%)</td> <td>(3.8%)</td> <td>(6.3%)</td> </tr> </table>													19時~	20時~	21時~	22時~	3,228	2,697	2,318	1,800	(19.2%)	(16.0%)	(13.8%)	(10.7%)	23時~	24時~	1時~	2時~	3時~	4時~	5時~	6時~	7時~	1,194	912	823	708	573	448	441	641	1,055	(7.1%)	(5.4%)	(4.9%)	(4.2%)	(3.4%)	(2.7%)	(2.6%)	(3.8%)	(6.3%)			
19時~	20時~	21時~	22時~																																																				
3,228	2,697	2,318	1,800																																																				
(19.2%)	(16.0%)	(13.8%)	(10.7%)																																																				
23時~	24時~	1時~	2時~	3時~	4時~	5時~	6時~	7時~																																															
1,194	912	823	708	573	448	441	641	1,055																																															
(7.1%)	(5.4%)	(4.9%)	(4.2%)	(3.4%)	(2.7%)	(2.6%)	(3.8%)	(6.3%)																																															
居住地	札幌市内の相談 = (44.4%) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">道央</td> <td rowspan="2">道南</td> <td rowspan="2">道北</td> <td rowspan="2">オホーツク</td> <td rowspan="2">十勝</td> <td rowspan="2">釧路根室</td> <td rowspan="2">不明・他</td> </tr> <tr> <td>札幌</td> <td>他</td> </tr> <tr> <td>7,483</td> <td>3,260</td> <td>1,128</td> <td>1,169</td> <td>375</td> <td>820</td> <td>564</td> <td>2,039</td> </tr> <tr> <td>(44.4%)</td> <td>(19.4%)</td> <td>(6.7%)</td> <td>(6.9%)</td> <td>(2.2%)</td> <td>(4.9%)</td> <td>(3.3%)</td> <td>(12.1%)</td> </tr> </table>													道央		道南	道北	オホーツク	十勝	釧路根室	不明・他	札幌	他	7,483	3,260	1,128	1,169	375	820	564	2,039	(44.4%)	(19.4%)	(6.7%)	(6.9%)	(2.2%)	(4.9%)	(3.3%)	(12.1%)																
道央		道南	道北	オホーツク	十勝	釧路根室	不明・他																																																
札幌	他																																																						
7,483	3,260	1,128	1,169	375	820	564	2,039																																																
(44.4%)	(19.4%)	(6.7%)	(6.9%)	(2.2%)	(4.9%)	(3.3%)	(12.1%)																																																
主訴別症状 (1 件につき複数あり)	相談の多さ ①発熱 ②嘔吐 ③外傷 (※その他の相談を除く) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>発熱</td> <td>咳</td> <td>嘔吐</td> <td>腹痛</td> <td>痙攣</td> <td>下痢</td> <td>誤飲</td> <td>鼻汁</td> <td>発疹</td> <td>外傷</td> <td>不機嫌</td> <td>耳痛</td> <td>予接</td> <td>他</td> </tr> <tr> <td>6,699</td> <td>1,594</td> <td>2,869</td> <td>800</td> <td>511</td> <td>557</td> <td>735</td> <td>633</td> <td>842</td> <td>2,374</td> <td>661</td> <td>714</td> <td>268</td> <td>4,991</td> </tr> <tr> <td>(27.6%)</td> <td>(6.6%)</td> <td>(11.8%)</td> <td>(3.3%)</td> <td>(2.1%)</td> <td>(2.3%)</td> <td>(3.0%)</td> <td>(2.6%)</td> <td>(3.5%)</td> <td>(9.8%)</td> <td>(2.7%)</td> <td>(2.9%)</td> <td>(1.1%)</td> <td>(20.6%)</td> </tr> </table>													発熱	咳	嘔吐	腹痛	痙攣	下痢	誤飲	鼻汁	発疹	外傷	不機嫌	耳痛	予接	他	6,699	1,594	2,869	800	511	557	735	633	842	2,374	661	714	268	4,991	(27.6%)	(6.6%)	(11.8%)	(3.3%)	(2.1%)	(2.3%)	(3.0%)	(2.6%)	(3.5%)	(9.8%)	(2.7%)	(2.9%)	(1.1%)	(20.6%)
発熱	咳	嘔吐	腹痛	痙攣	下痢	誤飲	鼻汁	発疹	外傷	不機嫌	耳痛	予接	他																																										
6,699	1,594	2,869	800	511	557	735	633	842	2,374	661	714	268	4,991																																										
(27.6%)	(6.6%)	(11.8%)	(3.3%)	(2.1%)	(2.3%)	(3.0%)	(2.6%)	(3.5%)	(9.8%)	(2.7%)	(2.9%)	(1.1%)	(20.6%)																																										
対応内容	マニュアル等に基づく指導・助言 = (4.2%) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>救急</td> <td>即診</td> <td>翌診</td> <td>様子</td> <td>助言</td> <td>他</td> </tr> <tr> <td>174</td> <td>1,786</td> <td>4,259</td> <td>8,826</td> <td>708</td> <td>1,085</td> </tr> <tr> <td>(1.0%)</td> <td>(10.6%)</td> <td>(25.3%)</td> <td>(52.4%)</td> <td>(4.2%)</td> <td>(6.4%)</td> </tr> </table>													救急	即診	翌診	様子	助言	他	174	1,786	4,259	8,826	708	1,085	(1.0%)	(10.6%)	(25.3%)	(52.4%)	(4.2%)	(6.4%)																								
救急	即診	翌診	様子	助言	他																																																		
174	1,786	4,259	8,826	708	1,085																																																		
(1.0%)	(10.6%)	(25.3%)	(52.4%)	(4.2%)	(6.4%)																																																		

令和5年度北海道DMAT等検討ワーキンググループ協議事項（案）

項目	年度			備考 (太字は今年度実施予定)
	R3	R4	R5 (案)	
① 本道におけるDMAT 隊員養成の方向性	○	○		・日本DMAT 隊員養成研修参加者の選考基準
② 北海道災害医療従事者研修（1.5日研修）のあり方や同研修修了者への対応（技能維持の方策の検討、災害時の活動など）、講師の養成など。	○	○		・技能維持の方策 ・災害時に出動するチーム構成 ・1.5日研修の開催日程等
③ SCUの設置や運営体制の検討	○	○		・候補地の追加 ・SCUと拠点病院（DMAT）との連携
④ 北海道DMAT 運営要綱や協定の見直し	○	○		・北海道DMAT 登録者の更新要件の特例 ・運営要綱の一部改正（DMAT 出動の根拠等）
⑤ 指導的役割を担うDMAT の組織化等			○	・北海道ブロック実動訓練の企画運営体制の強化等
⑥ 本道における災害医療体制の強化について	○	○	○	・災害拠点病院、DMAT の整備のあり方。 ・DMAT の活動に係る経費の支出 ・訓練の開催日程等 ・次期北海道医療計画の策定

令和 4 年度北海道ブロック D M A T 実動訓練 実施結果概要

1 目的

大規模な被害が想定される千島海溝沿いでの地震災害急性期を想定した実動訓練を通して D M A T の役割や医療機関・行政・民間との連携を確認し、可能な限り多くの負傷者を救護できる体制を構築する。

2 日時

令和 5 年 3 月 18 日（土） 9 時 ～ 17 時

3 月 19 日（日） 9 時 30 分 ～ 12 時

3 場所・会場

釧路地域（※）ほか道内 4 空港（丘珠駐屯地、函館空港、稚内空港、中標津空港）

（※）活動拠点本部：釧路市立高等看護学院（市立釧路総合病院の想定）

参集拠点：釧路市丹頂鶴自然公園

避難所：釧路市消防本部など

病院避難：釧路赤十字病院

釧路 S C U：釧路空港

4 実施項目

- ・ D M A T 活動拠点本部等の設置・運営
- ・ D M A T の D M A T 参集拠点への参集
- ・ D M A T 活動拠点本部及び D M A T による医療機関の調査、被害状況の把握。
- ・ E M I S による医療機関の被害状況の共有
- ・ 医療機関への必要な支援活動の実施
（病院支援を行う医療機関の想定：多数傷病者受入、病院避難、籠城）
- ・ 衛星電話・無線等の通信手段の活用
- ・ 地域医療搬送（想定）

5 参加機関・人数等

D M A T 指定医療機関 26 機関

訓練プレイヤー（D M A T）チーム数 29、D M A T 隊員 129 人

訓練コントローラー（D M A T） 28 人

令和4年度 北海道DMAT実働訓練

3 / 18 ~ 19

訓練風景

活動拠点本部（釧路市立高等看護学院）

訓練1日目



参集拠点（釧路市丹頂鶴自然公園）

訓練 1 日目



避難所（釧路市消防本部 など）

訓練 1 日目



病院避難（釧路赤十字病院）

訓練 1 日目



釧路 S C U（釧路空港）

訓練 1 日目



函館 S C U (函館空港)

訓練 1 日目



丘珠 S C U (丘珠駐屯地)

訓練 1 日目



稚内 S C U (稚内空港)

訓練 1 日目



中標津 S C U (根室中標津空港)

訓練 1 日目



北海道開発局講演 (釧路市立高等看護学院)

訓練 2 日目



検証会 (釧路市立高等看護学院)

訓練 2 日目



令和2年度北海道消防防災ヘリコプターによる 航空機搬送事案に係る事後検証結果報告書

1 検証期間及び対象

期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

対象：①北海道消防防災ヘリコプターによる傷病者搬送に係る出動事案

②北海道からの要請に基づく他機関による傷病者搬送に係る出動事案

2 検証事案数及び判定結果

区分	総数	区分	件数	判定	件数
転院搬送	61件	搬送	58件	航空機による搬送が妥当	57件
				航空機による搬送が非妥当	0件
				事後検証評価対象外※	1件
		不搬送	3件	航空機による搬送が妥当	3件
				航空機による搬送が非妥当	0件
現場救急	6件	搬送	5件	航空機による搬送が妥当	5件
				航空機による搬送が非妥当	0件
		不搬送	1件	航空機による搬送が妥当	1件
				航空機による搬送が非妥当	0件

※病院からの患者等に関する情報がなく判定不能とされたもの

3 事後検証会委員からの意見

搬送先医療機関の選定に関するもの（2件）

意見
○隣接する第三次医療圏での選定を検討されたい。 (オホーツク医療圏から道央圏への転院搬送事案に対する意見)
○当該第二次医療圏内での選定を検討されたい。 (道南医療圏から道央圏への転院搬送事案に対する意見)

令和3年度北海道消防防災ヘリコプターによる 航空機搬送事案に係る事後検証結果報告書

1 検証期間及び対象

期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

対象：①北海道消防防災ヘリコプターによる傷病者搬送に係る出動事案

②北海道からの要請に基づく他機関による傷病者搬送に係る出動事案

2 検証事案数及び判定結果

区分	総数	区分	件数	判定	件数
転院搬送	58件	搬送	54件	航空機による搬送が妥当	52件
				航空機による搬送が非妥当	1件
				事後検証評価対象外※	1件
		不搬送	4件	航空機による搬送が妥当	4件
				航空機による搬送が非妥当	0件
現場救急	3件	搬送	3件	航空機による搬送が妥当	3件
				航空機による搬送が非妥当	0件

※事後検証会の検証において、検証事案には該当しないと判断されたもの

3 事後検証会委員からの意見

(1) 航空機による搬送が非妥当となったもの（1件）

意見
<p>○当初、緊急性及び搬送時間短縮を理由として航空機による搬送を実施、事後の検証により、高度治療目的の搬送ではなかったことが判明し、緊急運航の要件に該当しないことが明らかとなり「非妥当」と判定された事案があったことから、搬送要件について、改めて医療機関へ周知する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">（道央圏から釧路・根室圏への転院搬送事案に対する意見）</p>

(2) 搬送先医療機関の選定に関するもの（3件）

意見
<p>○隣接する第三次医療圏での選定を検討されたい。</p> <p style="text-align: center;">（オホーツク圏から道央圏への転院搬送事案2件に対する意見）</p>
<p>○当該医療圏内での選定を検討されたい。</p> <p style="text-align: center;">（道南圏から道央圏への転院搬送事案に対する意見）</p>

北海道消防防災ヘリコプター救急活動事後検証要領

1 目的

北海道消防防災ヘリコプターが傷病者を搬送した全ての事案及び北海道からの要請に基づき航空機保有防災行政機関（以下「他機関という。」）が傷病者を搬送した全ての事案について、医学的な見地から検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることにより、航空機の活動をより有効かつ適正に行うことを目的とする。

2 検証対象

- (1) 北海道消防防災ヘリコプターによる傷病者搬送に係る出動事案
- (2) 北海道からの要請に基づく他機関による傷病者搬送に係る出動事案

3 検証方法

市町村が要請の際に作成する北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票、又は救急患者の緊急搬送情報伝達票に検証結果欄を付した別紙検証票により、次の事項を検証する。

- (1) 搬送症例の適否
救命効果や予後の回復の効果などから航空機による搬送は妥当であったか
- (2) 搬送先医療機関選定の適否
傷病者の状況に適した治療介入を行える医療機関のうち、地理的に効率的な搬送と考えられる医療機関であったか
- (3) 搭乗医師の妥当性
搬送元以外の地域から医師を搭乗させた場合の妥当性
- (4) 航空機要請の適否
上記(1)～(3)の検証結果を総合的に判断して、航空機による搬送が妥当であったか

4 実施方法等

- (1) 北海道消防防災ヘリコプター救急活動事後検証会委員は、搬送事案について検証票に基づき検証をおこなう。
- (2) 各委員は実施した検証のうち、航空機による搬送に疑義があるものや詳細な検証が必要なものについて、北海道消防防災ヘリコプター救急活動事後検証会で意見を聴取するなどして、道が検証結果を取りまとめるものとする。

5 検証結果の集約及び公表

検証結果は、年度毎に取りまとめ、北海道総合保健医療協議会救急専門委員会へ報告の上、道内各消防本部及び関係医療機関並びに北海道消防防災ヘリコプター運航連絡協議会へ周知する。

附 則

この要綱は、平成26年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月19日から施行する。

北海道消防防災ヘリコプター救急活動事後検証会開催要綱

第1 趣旨

この要綱は、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第3条(2)ア(ウ)の規定に基づき北海道消防防災ヘリコプター(以下「道防災ヘリ」という。)が傷病者を搬送した全ての事案及び北海道からの要請に基づき航空機保有防災行政機関(以下「他機関」という。)が傷病者を搬送した全ての事案について、医学的見地から検証する「北海道消防防災ヘリコプター救急活動事後検証会」(以下「検証会」という。)の開催について必要な事項を定めるものとする。

第2 検証事項

検証会は、道防災ヘリが傷病者を搬送した全ての事案及び北海道からの要請に基づき他機関が傷病者を搬送した全ての事案を対象として、次に掲げる事項について検証を行うものとする。

(1) 転院搬送

- ① 搬送症例の適否
救命効果や予後の回復の効果などから航空機による搬送の妥当性を検証
- ② 搬送先医療機関選定の適否
傷病者の状況に適した治療介入を行える医療機関のうち、地理的に効率的な搬送と考えられる医療機関であったかについて検証
- ③ 搭乗医師の妥当性
搬送元以外の地域から医師を搭乗させた場合の妥当性を検証
- ④ 航空機要請の適否
上記①～③の検証結果を総合的に判断して、航空機による搬送が妥当であったか
検証

(2) 現場救急

- ① 搬送症例の適否
救命効果や予後の回復の効果などから航空機による搬送の妥当性を検証
- ② 航空機要請の適否
上記①の検証結果を総合的に判断して航空機による搬送が妥当であったか検証

第3 構成

- (1) 検証会は、救急医療や地域の消防行政に精通している医師のうち道が依頼する者数名、医師資格を有する北海道職員の中から道が指定する者1名及び北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室長(以下「防災航空室長」という。)により構成する。
- (2) 検証会に座長を置く。座長は委員の中から選出する。
- (3) 委員に変更が生じた場合は、後任の委員を依頼する。

第4 運営

- (1) 会議は道が招集し、これを主宰する。
- (2) 会議は年2回開催するほか、必要に応じて随時開催できるものとする。

第5 検証結果

- (1) 道は、検証結果について、年度毎に取りまとめるものとする。
- (2) 防災航空室長は、検証結果について北海道総合保健医療協議会救急専門委員会へ報告の上、道内各消防本部及び関係医療機関並びに北海道消防防災ヘリコプター運航連絡協議会へ周知するものとする。

第6 その他

- (1) この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、道が別に定める。
- (2) この検証会の庶務は、北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室が行う。

附 則

この要綱は、平成26年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月19日から施行する。

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第18条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第2条 緊急運航は、原則として、要綱第17条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大または影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村（消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。）の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他防災ヘリによる活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合。

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合。

ウ その他

災害応急対策活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合。

(2) 救急活動

ア 傷病者の搬送

(ア) 現場救急

a 「現場救急」とは、防災ヘリが救急現場等に出動し、救急隊から引き継いだ傷病者を医療機関に搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

傷病者の生命に危険が及んでいる場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、防災ヘリによる搬送が最も有効であり、かつ、医師が搭乗できる場合。

(イ) 転院搬送

a 「転院搬送」とは、医療機関において治療中の患者を、緊急に高次・専門医療機関に搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

医師が当該傷病者について、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶと認める場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる

と認める場合で、防災ヘリによる搬送が最も有効であり、かつ、医師が搭乗できる場合。

- c 搭乗する医師は、原則として搬送元医療機関の医師とする。ただし、当該医師の搭乗により搬送元医療機関の診療体制の維持が困難となる場合、又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できるものとする。

なお、他の医療機関の医師が搭乗する場合において、他の移動手段では当該医師を搬送元医療機関に移動させることが困難であると認められる場合は、当該医師を防災ヘリにより搬送することができるものとする。

(d) 感染症患者等の搬送

- a 「感染症患者の搬送」とは、北海道感染症対策マニュアルに基づき、指定された区間において所定の感染症患者（疑似症患者を含む。）を搬送する活動をいう。

- b 次の場合に出動するものとする。

北海道感染症対策マニュアルに基づき、北海道保健福祉部から依頼があった場合。

(e) 事後検証

現場救急及び転院搬送の全ての事案について、防災ヘリ使用の適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

ウ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等に、医師等の医療従事者や医療用資機材等を搬送する必要があると認められる場合。

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難であると認められる場合。

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合。

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難であると認められる場合。

エ その他

救助活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合。

(4) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合。

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、防災ヘリによる偵察・情報収集を行う必要があると認められる場合。

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合。

エ その他

火災防御活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合。

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航を行う時間帯)

第4条 緊急運航は、原則として、災害現場における活動可能時間（日の出から日没まで）を考慮して行うことができる。ただし、次に掲げる場合は、この時間帯にかかわらず行うことができる。

(1) 転院搬送を行う場合

(2) その他、運航責任者が必要と認める場合

(緊急運航の要請)

第5条 市町村等の長は、緊急運航（感染症患者の搬送及び広域航空消防防災応援活動を除く。）の要請を行うときは、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により連絡するとともに、速やかに様式第1号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、転院搬送に係る要請手続きについては、別に定める「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」によるものとする。

(出動の決定等)

第6条 運航責任者は、前条の要請を受けたときは、要綱第13条の規定により速やかに出動の可否を判断するものとする。

2 運航責任者は、出動の可否を判断したときは、直ちに要請を行った市町村等の長に通知するとともに、速やかに総括管理者及び関係総合振興局長又は関係振興局長に報告するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村等の長は、運航責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航（転院搬送を除く。）を要請した市町村等の長は、災害が収束したときは、災害等状況報告書（様式第2号）により、総括管理者に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。